緊急小修繕登録申請書及びその添付書類の記載要領

この記載要領には、緊急小修繕登録申請書及びその添付書類の書き方等を記載しています。

登録審査は申請書及びその添付書類に基づいて行いますので、申請書類の記入に当たっては、この記載要領をよく読んで正確に記入し、誤りや記入漏れ等で不利にならないように注意してください。

1　全般的な留意事項

（１）申請書類に虚偽の記載等をした場合は、登録申請を取り消すことがあります。

（２）訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に訂正後の字句等を記入してください。

2　緊急小修繕登録申請書（別記第１号様式）

（１）申請者欄にその所在地、商号又は名称、代表者職氏名、電話番号及びＦＡＸ番号を記入してください。

また、緊急小修繕登録に代理人を選任し登録しようとする場合は、併せて代理人欄に当該代理人の所在地、商号又は名称、職氏名、電話番号及びＦＡＸ番号を記入してください。この場合は添付書類として委任状（別記第５号様式）が必要となります。

（２）申請者欄で登記上の所在地が実際に営業している所在地と異なる場合は、実際の所在地を記入し、その上段に登記上の所在地を（ ）書きで記入してください。

（３）登録を希望する業種を記載してください。なお、登録希望業種については、和歌山県県土整備部の入札参加資格認定を受けている業種に限ります。

（４）令和７年度（令和８年３月３１日まで）業者登録されている場合は継続に○を、その他の場合は新規に○をしてください。

（５）申請書類提出後の審査期間において、聴取したい事項が発生した場合等に対応できるよう、記載担当者欄には、当該聴取に対応できる担当者の氏名及び所属、連絡先等を記入してください。

（６）申請書右肩の「整理番号」欄には記入しないでください。

（７）今回の審査基準日は、令和８年３月１日です。

3　経営状況及び契約履行状況調書（別記第２号の１様式）

各欄に付した番号順に説明します。

①　営業年数を記載してください。

②　従業員数（全体）を記載してください。

③　審査基準日直前の事業年度（年）の決算の資本金を記載してください。

④　建設業許可に係る許可番号及び許可業種を記載してください。

（例）許可番号：般－20　第 12345 号、許可業種：建・管

⑤　直前事業年度（年）における完成工事高を登録希望業種毎に記載してください。

4　工事履歴書（別記第２号の２様式）

①　登録希望業種毎に記入してください。

②　直前５年間の官公庁若しくは民間の住宅（職員住宅、公営住宅、民間集合住宅いずれも可。）について記入してください。

③　元請又は下請の区別において、下請の場合であっても、元発注者が官公庁であれば、注文者欄の上段に元請負人、下段に（ ）書きで官公庁名を記入してください。

5　連絡体制表（別記第３号様式）

緊急小修繕発注時に実際に施工する体制（支店等が施工する場合は支店等に係る体制）を記入してください。また、緊急小修繕は夜間・休日に発生する場合があるので、必ず連絡が付く連絡先を記入してください。

6　誓約書（別記第４号様式）

記載内容を熟読し、申請者が記入のうえ提出してください。

7　委任状（別記第５号様式）

（１）緊急小修繕に代理人を選任し参加しようとする場合に提出し、緊急小修繕登録有効期間中は代理人の氏名で見積等が行えます。

（２）選任することができる代理人は１名のみです。

（３）代理人の権限については、委任状に記載しているとおりとし、委任期間は令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとします。

8　和歌山県県土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し（添付書類）

和歌山県県土整備部において入札に係る資格審査を受け、認定を受けた有効期間中の通知書の写しを添付してください。

9　所在地見取図（別記第６号様式）

（１）代理人を選任しない法人及び個人にあっては、本社の欄に所在地周辺の見取図を記入又は地図等をコピーのうえ、貼り付けて提出してください。

（２）代理人を選任する法人等にあっては、本社等の所在地を本社の欄に、また代理人の所属する営業所等の所在地を、取引しようとする支店等の欄にそれぞれ記入又は地図等のコピーを貼り付けて提出してください。

10　その他の事項

（１）登録事項に変更があった場合

申請書類提出後又は登録後次に掲げる事項に該当する変更があった場合、速やかに緊急小修繕登録事項変更届（別記第８号様式）により、その旨届け出てください。

ア　営業規模を著しく変更したとき。

イ　商号又は名称を変更したとき。

ウ　本店又は営業所等の所在地を変更したとき。

エ　登録者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき。

オ　代理人を変更したとき。

カ　使用印鑑を変更したとき。

キ　その他登録内容に変更があったとき。

（２）登録を承継する場合

登録者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その承継する営業に対応する登録を承継することができる。この場合、登録を承継しようとする者は、緊急小修繕承継申請書（別記第９号様式）に当該承継の事実を証明する書類を提出してください。

ア　個人事業主が死亡した場合におけるその相続人

イ　個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ　個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人

エ　法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人

オ　その他知事がこれらに類すると認める者

（３）申請書の記入について不明な点は、下記にお問い合わせください。

記

和歌山県教育庁 教育総務局総務課 福利厚生室　担当：玉井
〒　６４０－８５８５
和歌山市小松原通一丁目１番地
（アバローム紀の国　２階）
電話　０７３－４９９－７８７８（福利厚生室直通）
FAX　０７３－４２２－２８８８